	_
--	---

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において採取および損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 13:指定植物一覧表)

科 名	種名
オシダ	ハカタシダ、ノコギリシダ
チャセンシダ	チャセンシダ
ナデシコ	フジナデシコ(ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ(スハマソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ
メギ	トキワイカリソウ
ユキノシタ	コシノチャルメルソウ、チャルメルソウ、ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソ
	ウを含む。)、ハルユキノシタ
バラ	ハマナス (ハマナシ)
マメ	センダイハギ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウ
	チワ、トクワカソウを含む。)
ツツジ	ウスギョウラク、サイコクミツバツツジ
リンドウ	リンドウ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキ	ハマベンケイソウ、エチゴルリソウ
シソ	イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
コマノハエグサ	エチゴトラノオ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	ハマウツボ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ハマベノギク (イソノギク)、アレチノギク (ヤマジノギク)、サンインギク、ワ
	カサハマギク、イソギク、ウゴシオギク
ユリ	カタクリ、シロバナショウジョウバカマ、エイレンソウ
ラン	エビネ、キンラン、シュンラン(ホクロ)、ホクリクムヨウラン、オオバノトンボ
	ソオウ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域等

昭和43年5月1日 : 公園区域の指定 (厚生省告示第198号)

特別区域の指定 (厚生省告示第 200 号)

特別保護地区の指定 (厚生省告示第200号)

昭和46年6月30日: 公園区域の一部変更 (厚生省告示第246号)

平成5年6月29日 : 公園区域の一部変更 (環境庁告示第48号)

平成5年6月29日 : 公園区域の一部変更 (環境庁告示第50号)

イ 公園計画

昭和43年5月1日 : 公園計画の決定 (厚生省告示第200号)

昭和44年7月1日 : 公園計画の決定 (福井県告示第478号)

昭和44年10月14日:公園計画の一部変更 (石川県告示第623号)

昭和44年8月29日: 公園計画の一部変更 (厚生省告示第285号)

昭和45年7月28日: 公園計画の一部変更 (石川県告示第451号)

昭和45年8月28日: 公園計画の一部変更 (福井県告示第763号)

昭和47年3月7日 : 公園計画の一部変更 (石川県告示第179号)

昭和47年3月7日 : 公園計画の一部変更 (福井県告示第168号)

昭和47年8月29日: 公園計画の一部変更 (石川県告示第727号)

昭和49年4月3日 : 公園計画の一部変更 (環境庁告示第37号)

昭和50年3月11日: 公園計画の一部変更 (石川県告示第110号)

昭和51年3月2日 : 公園計画の一部変更 (石川県告示第132号)

昭和52年3月4日 : 公園計画の一部変更 (福井県告示第147号)

昭和55年3月21日: 公園計画の一部変更 (石川県告示第147号)

昭和58年7月19日: 公園計画の一部変更 (石川県告示第475号)

昭和61年12月23日:公園計画の一部変更 (福井県告示第1126号)

昭和62年8月18日: 公園計画の一部変更 (福井県告示第888号)

昭和63年1月16日: 公園計画の一部変更 (福井県告示第32号)

昭和63年8月26日: 公園計画の一部変更 (福井県告示第709号)

平成4年5月8日 : 公園計画の一部変更 (福井県告示第372号)

平成5年6月29日 : 公園計画の一部変更 (環境庁告示第49号)

平成5年6月29日 : 公園計画の一部変更 (石川県告示第381号)

平成5年6月29日 : 公園計画の一部変更 (福井県告示第506号)

平成7年12月11日 : 公園計画の一部変更 (環境庁告示第79号)

平成8年3月19日 : 公園計画の一部変更 (石川県告示第121号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 14:公園区域表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市内	
	金沢営林署 78 林班、81 林班、82 林班および 84 林班から 87 林班までの	
	全部ならびに	
	77 林班および 83 林班の各一部	
	加賀市	1, 786
	伊切町および手塚町の全部ならびに	
	片野町、黒崎町、小塩町、塩浜町、塩屋町、篠原町、篠原新町、柴山町、	
	新保町、大聖寺上木町、大聖寺上福田町、大聖寺下福田町、大聖寺瀬越	
	町、大聖寺畑町、田尻町、橋立町および美岬町の各一部	
福井県	福井市	
	北菅生町、白浜町、長橋町、赤坂町、居倉町、大味町、蒲生町、茱崎町、	
	城有町、浜北山町および八ツ俣町の全部ならびに	2, 921
	尼ヶ谷町、鮎川町、糸崎町、大窪町、大丹生町、国見町、小丹生町、高	2, 321
	須町、千合町、西畑町、西二ッ屋町、浜住町、武周町、二ッ屋町、松蔭	
	町、南菅生町、蓑町、和布町および免鳥町の各一部	
	敦賀市	
	大字大比田、杉津、元比田、横浜、阿曽、江良、五幡、挙野、鞠山、田	591
	結、赤崎、樫曲、泉および大蔵の各一部	
	坂井市	412
	三国町大字安島、梶、米ヶ脇、崎、宿、陣ヶ岡および浜地の各一部	112
	あわら市	
	福井営林署1林班の全部	608
	大字北潟、城、波松、浜坂、蓮ヶ浦、細呂木および吉崎の各一部	
	南条郡南条町	882
	大字今泉、大谷、甲楽城、河野、大良および糠の各一部	
	丹生郡越前町	
	大字牛房ヶ平、左右、玉川、梨ヶ平、道口、越知および茗荷の全部なら	2, 594
	びに	_,
	大字梅浦、大樟、厨、小樟、米ノ、高佐、血ヶ平および茂原の各一部	
これらの地域	の地先海面	10, 802
	合 計	20, 596



(4) 保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 15:特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市内	
	金沢営林署 78 林班、81 林班、82 林班および 84 林班から 87 林班までの	
	全部ならびに	
	77 林班および 83 林班の各一部	1,608
	加賀市	1,000
	伊切町、片野町、黒崎町、塩浜町、塩屋町、篠原町、柴山町、新保町、	
	大聖寺上木町、大聖寺下福田町、大聖寺瀬越町、大聖寺畑町、橋立町お	
	よび美岬町の各一部	
福井県	福井市	
	赤坂町、城有町および八ツ俣町の全部ならびに	
	尼ヶ谷町、鮎川町、糸崎町、大窪町、大丹生町、北菅生町、国見町、小	2,846
	丹生町、白浜町、高須町、千合町、長橋町、西畑町、西二ッ屋町、浜住	2,040
	町、武周町、二ッ屋町、松蔭町、南菅生町、蓑町、和布町、免鳥町、居	
	倉町、大味町、蒲生町、茱崎町および浜北山町の各一部	
	敦賀市	
	大字大比田、杉津、元比田、横浜、阿曽、江良、五幡、挙野、鞠山、田	577
	結、赤崎、樫曲、泉および大蔵の各一部	
	坂井市	386
	三国町大字安島、梶、米ヶ脇、崎、宿、陣ヶ岡および浜地の各一部	300
	あわら市内	
	福井営林署1林班の全部	608
	あわら市	000
	大字北潟、城、波松、浜坂、蓮ヶ浦、細呂木および吉崎の各一部	
	南条郡南条町	867
	大字今泉、大谷、甲楽城、河野、大良および糠の各一部	001
	丹生郡越前町	
	大字牛房ヶ平、左右および梨ヶ平、茗荷および越知の全部ならびに	2, 529
	大字梅浦、大樟、厨、小樟、米ノ、高佐、玉川、血ヶ平、道口および茂	2, 029
	原の各一部	
	合 計	9, 421



(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 16:特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市	40
	片野町、黒崎町、塩浜町および橋立町の各一部	40
福井県	坂井市	49
	三国町大字安島、梶、米ヶ脇、崎、宿、陣ヶ岡および浜地の各一部	49
	丹生郡越前町	4.9
	大字梅浦、左右、玉川、血ヶ平、道口および梨ヶ平の各一部	43
	合 計	132

(表 17:特別保護地区内訳表)

名 称	区域
加賀海岸	石川県加賀市
	片野町、黒崎町および橋立町の各一部
鹿島の森	石川県加賀市
	塩屋町の一部
越前松島	福井県坂井市
	三国町大字梶および崎の各一部
雄島	福井県坂井市
	三国町大字安島の一部
東尋坊	福井県坂井市
	三国町大字安島および米ヶ脇の各一部
越前岬	福井県丹生郡越前町
	大字梅浦、左右、玉川、血ヶ平および梨ヶ平の各一部

地区の概要	面積(ha)
加佐の岬、片野海岸等をその代表的景観とした、延長 5 kmにわたる海蝕崖海岸が連続	
している。	36
大聖寺川河口に接する陸地続きの小島で、タブノキを主体にスダジイ、ヤブニッケイ	
など、全島が暖地性常緑広葉樹に覆われ、うっそうとした天然林は、天然記念物に指定	4
されている。	
梶および崎集落より突出した半島ならびにそれに付属する岩島群で、径 20~30 cmの	
柱状節理の松島安山岩より成り、半島部は松林を形成している。	4
安島の対岸約 300m離れた孤島で、橋で連絡している。	
全島が式内社大湊神社の境内地であり、鬱蒼とした常緑広葉樹林に覆われ、ヤブニッ	11
ケイの純林が見られる。	
直径 70~100 cmの直立した柱状節理より成る東尋坊安山岩は、雄大な断崖・海蝕景観	
を形成し、名勝・天然記念物に指定されている。	34
鳥糞岩、呼鳥門、玉川岩窟観音等をその代表的景観とした、延長 5 kmにわたる豪壮な	
岩石海岸が連続している。	43
Δ ⇒1.	100
合 計	132

イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表 18:第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市	
	片野町の一部	10
福井県	福井市	
	尼ヶ谷町、鮎川町、大窪町、長橋町、西畑町、西二ッ屋町、松蔭町、南	60
	菅生町および和布町の各一部	
	敦賀市	
	大字杉津の各一部	15
	あわら市内	
	福井営林署1林班の全部	28
	あわら市	
	大字北潟、城、波松および浜坂の各一部	
	坂井市	
	三国町大字安島および浜地の各一部	61
	丹生郡越前町	
	大字梅浦、左右、玉川、血ヶ平および梨ヶ平の各一部	172
	合 計	480

(表 19:第1種特別地域内訳表)

名 称	区域
片野鴨池	石川県加賀市
	片野町の一部
加越台地北西海岸	福井県あわら市内
	福井営林署 1 林班の全部
	福井県坂井市
	三国町大字浜地の一部
	福井県あわら市
	大字北潟、城、波松および浜坂の各一部
安島小島群	福井県坂井市
	三国町大字安島の一部
三里浜	福井県福井市
	大窪町、西畑町および西二ッ屋町の各一部
鷹巣海岸	福井県福井市
	和布町の一部
<i>b.</i> 6	
亀島	福井県福井市
	松蔭町の一部
鉾島	福井県福井市
平面	長橋町の一部
	X Ini e.1 √ 2 − Eh
 - 鮎川海岸	福井県福井市
men , i i see / I .	鮎川町および南菅生町の各一部
越知山	福井県福井市
	尼ヶ谷町の一部
	福井県丹生郡越前町
	大字越知の全部
呼鳥門北	福井県丹生郡越前町
	大字梨ヶ平の一部

地区の概要	面積(ha)
日本でも有数の水鳥(カンガモ科)渡来地であり、鴨池を中心にすぐれた自然環境を 有している。	10
大聖寺川の河口より浜地に至る長大な砂浜海岸で、後背地は松林を形成し、優れた海岸景観を呈している。	193
文化財に指定された岩石海岸地帯から独立して海域に突出する小島群で、優れた岩石	
海岸の重要な構成要素となっている。	2
砂浜、松林を主とした砂丘地帯の一部で、砂浜植物等貴重な植生がみられる。	21
鷹巣海岸の岩礁地帯の一部で、優れた海岸景観を呈している。	4
海岸線から独立した亀島一帯で、常緑広葉樹を主とした自然林が残り、景観上も重要な位置を占めている。	3
鉾島一帯は、海岸線と一体となって優れた海岸景観を構成している。	1
南菅生より鮎川に至る岩礁海岸で優れた景観を呈している。	18
雄大な展望地点である越知山山頂を中心とする一帯で、落葉広葉樹林等自然林も残っている。	41
海蝕段丘部の一部で、隣接する越前岬特別保護地区と連続した海岸景観を呈している。	2

名 称	区域
越前岬周辺	福井県丹生郡越前町
	大字梅浦、左右、玉川、血ヶ平および梨ヶ平の各一部
岡崎	福井県敦賀市
	大字杉津の一部

地区の概要	面積(ha)
越前岬特別保護地区に接する海蝕段丘部で、呼鳥門、越前岬等越前海岸を代表する景	
勝地となっている。	170
杉津から西方に突出した半島の先端部で、常緑広葉樹を主とした自然林が残り、優れ	
た海岸景観を呈している。	15
合 計	480
口	400

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表 20: 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市内	
	金沢営林署 81 林班、82 林班および 84 林班から 87 林班までの全部なら	
	びに	
	78 林班および 83 林班の各一部	1, 358
	加賀市	
	伊切町、片野町、黒崎町、塩浜町、塩屋町、篠原町、柴山町、新保町、	
	大聖寺上木町、大聖寺下福田町、大聖寺瀬越町、橋立町および美岬町の	
	各一部	
福井県	福井市	
	尼ヶ谷町、鮎川町、糸崎町、大窪町、大丹生町、北菅生町、国見町、小	
	丹生町、白浜町、高須町、千合町、長橋町、西畑町、西二ッ屋町、浜住	1, 342
	町、二ッ屋町、松蔭町、南菅生町、蓑町、和布町、免鳥町、赤坂町、居	1, 342
	倉町、大味町、蒲生町、茱崎町、城有町、浜北山町および八ツ俣町の各	
	一部	
	敦賀市	
	大字大比田、杉津、元比田、横浜、江良、五幡、挙野、鞠山、田結、赤	163
	崎、樫曲および泉の各一部	
	あわら市	474
	大字北潟、波松、浜坂、蓮ヶ浦、細呂木および吉崎の各一部	414
	坂井市	270
	三国町大字安島、梶、米ヶ脇、崎、宿および陣ヶ岡の各一部	210
	南条郡南条町	537
	大字今泉、大谷、甲楽城、河野、大良および糠の各一部	001
	丹生郡越前町	
	大字牛房ヶ平の全部ならびに	672
	大字梅浦、厨、小樟、米ノ、左右、高佐、玉川、血ヶ平、梨ヶ平および	012
	茗荷の各一部	
	合 計	4, 816

- 81 -	
--------	--

(表 21:第2種特別地域内訳表)

名 称	区域
柴山潟1	石川県加賀市
	伊切町、塩浜町、篠原町、新保町、柴山町および美岬町の各一部
柴山潟2	石川県加賀市
	柴山町の一部
自然休養林1	石川県加賀市内
	金沢営林署 81 林班および 82 林班の全部
	石川県加賀市
	片野町、黒崎町および橋立町の各一部
自然休養林2	石川県加賀市内
	金沢営林署 84 林班から 87 林班までの全部ならびに
	78 林班および 83 林班の各一部
	石川県加賀市
	片野町、塩屋町、大聖寺上木町、大聖寺下福田町および大聖寺瀬越町の各一部
橋立	石川県加賀市内
	橋立町の一部
北潟湖周辺	福井県あわら市
	大字北潟、浜坂、蓮ヶ浦、細呂木および吉崎の各一部
波松	福井県あわら市
	大字波松の一部
越前松島・東尋坊周	福井県坂井市
辺	三国町大字安島、梶、崎、宿および陣ヶ岡の各一部
三国浜海岸	福井県坂井市
	三国町大字米ヶ脇の一部
鷹巣・鮎川海岸	福井県福井市
	鮎川町、糸崎町、大窪町、大丹生町、北菅生町、白浜町、長橋町、西畑町、西
	二ッ屋町、浜住町、松蔭町、南菅生町、蓑町、和布町および免鳥町の各一部

地区の概要	面積(ha)
新保から尼御前にかけての海岸線および柴山潟周辺地域で、水郷的な景観を構成し	
ている。	597
柴山潟および新堀川の水面部で、利用地点からの絶好の眺望対象地となっている。	141
加賀海岸特別保護地区の後背地で、松林の丘陵地帯である。	127
海水浴場として利用されている砂丘一帯とその後背地で、松林が主体となっている。	464
湿地や雑木林等が広がる、里山的な景観が残された丘陵地帯である。	29
北潟湖畔およびその周辺地域で、水郷的な景観を構成している。	469
第1種特別地域の砂浜海岸に接する区域で、海浜利用の拠点となっている。	5
越前松島特別保護地区および第1種特別地域に接する海岸部ならびに東尋坊東方の松林の丘陵地帯である。	264
海水浴場として利用されている砂丘一帯とその後背地で、松林が主体となっている。	6
鷹巣海水浴場より亀島対岸の岩礁海岸に至る海岸線、および国道 305 号線の道路沿線東側で松林を主体とした地域である。	184

名 称	区域
二枚田幹線林道	福井県福井市
	糸崎町、国見町、高須町、長橋町および蓑町の各一部
丹生海岸	福井県福井市
	大丹生町、小丹生町、千合町、赤坂町、居倉町、大味町、蒲生町、茱崎町、城
	有町、浜北山町および八ツ俣町の各一部
武周ヶ池	福井県福井市
	二ッ屋町の一部
	福井県丹生郡越前町
	大字茗荷の一部
六所山	福井県福井市
	尼ヶ谷町、二ッ屋町および城有町の各一部
	福井県丹生郡越前町
	大字茗荷の一部
越前岬東方	福井県丹生郡越前町
	大字梅浦、左右、玉川および血ヶ平の各一部
黒崎	福井県丹生郡越前町
	大字小樟の一部
厨・茂原海岸	福井県丹生郡越前町
	大字厨の一部
 野島崎・干飯崎	福井県丹生郡越前町
	大字米ノおよび高佐の各一部
	福井県丹生郡越前町
	大字厨の一部
牛房ヶ平・神土	福井県丹生郡越前町
	大字牛房ヶ平の全部ならびに
	米ノの各一部
	福井県南条郡南条町
	大字糠の一部

地区の概要	面積(ha)
山地部の中腹で二枚田幹線林道が通過し、海岸部を望む絶好の展望地となっている。	132
福井市小丹生町より越前町梨ヶ平に至る丹生海岸部で、集落部を除いた区域およびこれに接する丹生山地西側斜面で、松林や常緑広葉樹林の間に水仙畑が広がり、越前海岸特有の景観を形成している。	990
武周ヶ池およびその周辺地域で、山に囲まれた静かな湖沼景観を構成している。	40
本公園の最高地点六所山山頂を含む北東斜面および越知山の北西斜面で、山頂付近は落葉広葉樹林となっている。	252
越前岬周辺第1種特別地域に接する内陸部の山腹地域で、松林や広葉樹林と水仙畑が 特色ある風景をつくっている。	193
越前町南部の岩礁海岸の一部で、岩礁と常緑広葉樹が優れた海岸景観を形成している。	7
越前町南部の岩礁海岸の一部で、岩礁と常緑広葉樹が優れた海岸景観を形成している。	11
越前町南部の岩礁海岸の一部で、岩礁と常緑広葉樹が優れた海岸景観を形成している。	8
城山の標高 400m以上の一帯で、ブナを含む落葉広葉樹林が生育している。	77
越前町南端から旧河野村今泉に至る断層海岸で、山が海に迫る急峻な斜面は、本地域特有のケヤキ林や常緑広葉樹林が主体となっている。	269

名 称	区域
糠	福井県南条郡南条町
	大字糠の一部
今泉	福井県南条郡南条町
	大字今泉および甲楽城の各一部
河野海岸	福井県敦賀市
	大字大比田およぶ元比田の一部
	福井県南条郡南条町
	大字大谷、河野および大良の一部
杉津	福井県敦賀市
	大字杉津および横浜の各一部
江良・五幡海岸	福井県敦賀市
	大字江良、五幡および挙野の各一部
鞠山・田結・赤崎海	福井県敦賀市
岸	大字鞠山、田結および赤崎の各一部
中池見湿地	福井県敦賀市
	大字樫曲および泉の一部

地区の概要	面積(ha)
越前町南端から旧河野村今泉に至る断層海岸で、山が海に迫る急峻な斜面は、本地域特有のケヤキ林や常緑広葉樹林が主体となっている。	27
越前町南端から旧河野村今泉に至る断層海岸で、山が海に迫る急峻な斜面は、本地域特有のケヤキ林や常緑広葉樹林が主体となっている。	20
しおかぜラインと国道 8 号および稜線に挟まれた断層海岸で、急峻な斜面には常緑広 葉樹林も残っている。	386
横浜から岡崎第1種特別地域に至る砂浜海岸および冠岩の東側の斜面一帯である。	15
海水浴場に利用されている砂浜海岸である。	8
海水浴場に利用されている砂浜海岸である。	8
袋状埋積谷という特異な地形を持ち、約10万年の気候変動を記録した泥炭堆積物が確認され、伝統的な水田耕作により維持されてきた多くの希少水生植物が生息する他、約3,000種の動植物が生息・生育している。	87
合 計	4, 816

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表 22:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積(ha)
石川県	加賀市内	
	金沢営林署 77 林班、78 林班および 83 林班の各一部	
	加賀市	200
	片野町、黒崎町、塩浜町、篠原町、大聖寺上木町、大聖寺下福田町、大	
	聖寺瀬越町、大聖寺畑町および美岬町の各一部	
福井県	福井市	
	尼ヶ谷町、鮎川町、糸崎町、大丹生町、北菅生町、国見町、白浜町、長	1 444
	橋町、武周町、二ッ屋町、南菅生町、蓑町、赤坂町、居倉町、蒲生町、	1, 444
	城有町、浜北山町および八ツ俣町の各一部	
	敦賀市	
	大字杉津、元比田、阿曽、江良、五幡、挙野、赤崎、樫曲、泉および大	399
	蔵の各一部	
	坂井市	6
	三国町大字浜地の一部	0
	南条郡南条町	330
	大字大谷、甲楽城および大良の各一部	330
	丹生郡越前町	
	大字梅浦、大樟、厨、小樟、米ノ、左右、高佐、玉川、血ヶ平、梨ヶ平、	1,614
	道口、茂原および茗荷の各一部	
	合 計	3, 993

	_
--	---

(表 23:第3種特別地域内訳表)

名 称	区域
篠原丘陵	石川県加賀市
	塩浜町、篠原町および美岬町の各一部
下福田溜池	石川県加賀市内
	金沢営林署 77 林班、78 林班および 83 林班の各一部
	石川県加賀市
	片野町、大聖寺下福田町および大聖寺畑町の各一部
自然休養林1	石川県加賀市
	片野町および黒崎町の各一部
自然休養林2	石川県加賀市
	大聖寺下福田町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町の各一部
みどりの広場	福井県坂井市
	三国町大字浜地の一部
鷹巣・大丹生山地	福井県福井市
	鮎川町、糸崎町、北菅生町、国見町、白浜町、長橋町、南菅生町及び蓑町の各 一部
国見岳西方	福井県福井市
	鮎川町および大丹生町の各一部
丹生山地西側中腹斜	福井県福井市
面	武周町、二ッ屋町、赤坂町、居倉町、蒲生町、城有町、浜北山町および八ッ俣
	町の各一部
	福井県丹生郡越前町
	大字梅浦、左右、玉川、血ヶ平、梨子ヶ平および茗荷の各一部
越知山北	福井県福井市
	尼ヶ谷町の一部
花立峠	福井県丹生郡越前町
	大字茗荷の一部

地区の概要	面積(ha)
尼御前後背地の北陸自動車道に面した地域で平坦地には水田や畑が広がっている。	62
片野の鴨池と一体となった地域で、中央部に溜池があるほか、その周囲にはアカマツ、 コナラの2次林が混交している。	39
第2種特別地域に接した丘陵地で、松林が広がっている。	28
第2種特別地域に接した丘陵地で、松林が広がっている。	71
加越台地北西海岸の一部で、利用が主体の芝生地帯となっている。	6
福井市糸崎町より大丹生町に至る海に向かって傾斜した山腹地域で、第2種特別地域に接しており、平坦地には水田や畑が広がっている。	377
白浜集落の背後に位置する国見岳西方の緩やかな斜面で、松林や水田、畑等が広がっている。	166
六所山等の丹生山地の海側に傾斜した斜面の中腹部一体で、主として松林とコナラ等の2次林が混交し、一部杉の植林地となっている。	1, 425
越知山第1種特別地域に隣接する標高 400m~500m の中腹地域で、主として杉植林地となっている。	57
越知山第1種特別地域および六所山第2種特別地域に囲まれた、花立峠から西側に傾斜する斜面で、主として杉植林地となっている。	96

名 称	区域
小樟・高佐	福井県丹生郡越前町
	大字大樟、厨、小樟、米ノ、高佐、道口および茂原の各一部
甲楽城	福井県南条郡南条町
	大字甲楽城の一部
河野海岸	福井県敦賀市
	大字元比田の一部
	福井県南条郡南条町
	大字大谷および大良の各一部
阿曽北	福井県敦賀市
	大字阿曽および杉津の各一部
黒崎	福井県敦賀市
	大字挙野および阿曽の各一部
赤崎・江良・五幡	福井県敦賀市
	大字赤崎、江良および五幡の各一部
中池見湿地周辺丘陵	福井県敦賀市
地	大字樫曲、泉および大蔵の各一部

地区の概要	面積(ha)
漁港・集落が散在する越前町南部の海側に傾斜した山腹地域で、海岸段丘上の平坦地	
は、畑地等となっている。	937
甲楽城集落の背後を中心とし海に向かって傾斜する甲楽城断層の中腹斜面で、主とし	
て杉植林地となっている。	98
河野海岸第2種特別地域に隣接する国道8号線沿線の山腹地域で、主として松林およ	
び杉植林地となっている。	270
森林と断崖が海に迫り、屈曲した海岸線が続く景勝地で、対岸の西浦海岸(若狭湾国	
定公園内) と対をなし、敦賀湾の海岸景観を形成している。 	56
森林と断崖が海に迫り、屈曲した海岸線が続く景勝地で、対岸の西浦海岸(若狭湾国	
定公園内) と対をなし、敦賀湾の海岸景観を形成している。	80
足公園[1] これでなし、秋貝侍V/傅/戸京観で1/01以している。	80
 定公園内)と対をなし、敦賀湾の海岸景観を形成している。	162
中池見湿地の集水域となる等、その自然環境保全のために一体的に保全を図るべき地	
域であり、中大型哺乳類の移動経路となる落葉広葉樹の二次林に覆われた丘陵地であ	63
る。	
合 計	3, 993
I i	2,000

イ 海域公園地区

次の区域を海域公園地区とする。

(表 24:海域公園地区表)

番号	名称	位置
1	加賀海岸 (橋立~片野)	石川県加賀市
	海域公園地区	橋立町から片野町
		地先海域

地区の概要	面積(ha)
北端のジゲ浜から南端の片野海岸に至る海岸線のほぼ全線にわたって、高さ 20~30	
mの海食崖が形成され、一部に海食洞も発達し、やや湾入した部分では、海食崖の前面	
に砂浜が形成されている。	
また、加佐ノ岬の先端付近には大小の小島が点在するなど、全域にわたり変化に富ん	
だ自然景観が形成され、海岸線に沿った自然歩道からこれらの優れた海岸及び海域景観	
を眺めることができる。	613

ウ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 25:普通地域表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
石川県	加賀市	
	手塚町の全部ならびに	178
	伊切町、片野町、小塩町、塩屋町、篠原町、柴山町、新保町、大聖寺上福	170
	田町、大聖寺畑町、田尻町および美岬町の各一部	
福井県	福井市	
	鮎川町、北菅生町、白浜町、長橋町、南菅生町、居倉町、大味町、蒲生	75
	町、茱崎町および浜北山町の各一部	
	敦賀市	14
	大字樫曲および泉の各一部	14
	坂井市	26
	三国町大字安島の一部	20
	南条郡南条町	1.5
	大字大谷および甲楽城の各一部	15
	丹生郡越前町	GE
	大字大樟、厨、小樟、高佐、玉川、血ヶ平、道口及び茂原の各一部	65
	陸域の公園区域の地先海面	10, 189
	合 計	10, 562

	_
--	---

工 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 26:地域地区別土地所有別面積総括表)

-			/	1/2 I I	いつ四個人の	1111 PC/							
地	域	×	<u>.</u>	分					特	別	地	域	
地	種	X	<u>.</u>	分	特	別保護地	区	第1種			第2種		
土	地 所		有	別	国	公	私	国	公	私	国	公	私
	土地所	有	別面	積	0	1	39	0	0	10	757	76	525
石川	地種区	分	別面	積						10			1, 358
石川県	地域地	区	別面	積			40						
	地域	別	面	積									
	土地所	有	別面	積	80	1	11	155	18	297	301	171	2, 986
福井県	地種区	分	別面	積						470			3, 458
県	地域地	区	別面	積			92						
	地域	別	面	積									
	土地所	有	別面	積	80	2	50	155	18	307	1, 058	247	3, 511
	加金にひ	直積 也種区分別 (比率)		瞔						480			4, 816
合	地種区分別			率)						(5. 2)			(51.8)
	生を付け	, Dil	面	漬			132						
計	地域区分別		(比	率)			(1.4)						
	4-4 414		面	瞔									
	地域別	(比	率)										

(単位:面積 ha、比率%)

		1			1	1	1				
			2	普通地域	Ž		合 計		普通地域	海域公園	合計
	第3種		(陸域)			(陸域)			(海域)	地区	(海域)
国	公	私	国	公	私	国	公	私			
35	2	163	29	43	106	821	122	843			
		200									
		1, 568								1ヶ所	
		1,608			178			1, 786	1,896	613. 0	2, 509
14	256	3, 523	0	0	195	550	446	7,012			
		3, 793									
	7,721										
	7, 813				195			8,008	8, 293		8, 293
49	258	3, 686	29	43	301	1, 371	568	7, 855			
		3, 993									
	(43.0)										
		9, 289									
		(98.6)									
		9, 421			373			9, 794		1ヶ所	
		(96. 2)			(3.8)		(100.0)	10, 189	613. 0	10, 802

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 27:地域地区別市町村別面積総括表)

(単位:ha)

		地域地区		特	別 地	1 域						
		地域地区		10 /	/)·)			普通	合計	普通	海域	合計
			特	第	第	第	/\	地域	(陸域)	地域	公園	(海域)
l.m.d.f.f			保	種	第二種	第 三 種	小 計	(陸域)	(A)	(海域)	地区	(A')
市町村名	1				·			,				
石川県	加	賀 市	40	10	1, 358	200	1,608	178	1, 786			
	, 31											
	小 計	Ť	40	10	1, 358	200	1,608	178	1, 786			
	福	井 市	0	60	1, 342	1, 444	2, 846	75	2, 921			
	敦	賀市	0	15	163	399	577	14	591			
福井県	あわ	ら市	0	134	474	0	608	0	608			
佃开州	坂	井 市	49	61	270	6	386	26	412			
	南条郡	南越前町	0	0	537	330	867	15	882			
	丹生郡	越前町	43	200	672	1,614	2, 529	65	2, 594			
	小 計	L										
	小 計			470	3, 458	3, 793	7, 813	195	8,008			
	合 計											
			132	480	4, 816	3, 993	9, 421	373	9, 794	10, 189	613	10,802

(5) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 28:保護施設表)

番号	種類	位置	
1	植生復元施設	福井県敦賀市(中池見)	

整備方針	旧計画との関係
農地周辺の二次的環境に生育する湿性植物群落を回復するための植生復元	新規
施設を整備する(水路の維持、水田の復元、ビオトープ整備等)。	

(6) 利用施設計画

利用施設計画は次のとおりである。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 29:集団施設地区表)

		T	
番号	名称	区域	計画目標
1	東尋坊集団施設地区	福井県坂井市三国町大字安島、米ヶ脇、崎および陣ヶ岡の各一部	本地区は、海蝕崖地形で名高い東尋坊から崎浦にかけての一帯で、付近には雄島、越前松島等景勝地が連なり、本国定公園における最も重要な利用拠点となっている。 本地区は、これらの自然環境を生かし、東尋坊を中心とした従来の風景鑑賞型利用および自然探勝形型利用を推進するとともに、新たな総合的宿泊拠点の整備により、滞在型利用の促進を図ることを目標とする。

整備計画区および 整備施設		整備方針		面積	旧計画との 関係
東尋坊整備計画区	本整備計画区は、名勝「東尋坊」を中心とした区域で、 背後には土産物店が密集しており、過去に店舗の移転等環 境整備を行ったところである。 今後とも、「東尋坊」を核とした展望園地として、駐車場、 休憩所、園地等風景鑑賞型の整備を図る。 なお、本整備計画区内での建築物の新築については、これまでの経緯を踏まえ、環境整備に資するもの以外は、原 則として抑制するものとする。			26. 4ha	昭 55.3.21 厚生省告示 第 200 号の 変更
海浜自然公園整備計画区	本整備計画区は、既に芝生広場、花菖蒲園、運動広場、 探勝園路および青少年のためのキャンプ場等が整備されている。 引き続き、自然探勝の中心地区として、休憩所、駐車場 等既存施設の再整備等を行いつつ適正な管理に努める。				
崎浦整備計画区	本整備計画区は、国民休暇村として、宿舎、キャンプ場等の宿泊施設、プール、テニスコート等の運動施設、駐車場、園地等を総合的に整備し、宿泊・滞在型利用の拠点」とする。 なお、県道より海側の地区については、磯遊びや自然観察等の場所として位置付け、芝生広場や休憩所等の整備にとどめ、既存の樹林地等の保全に努める。			30. 1ha	
道路 (車道) (歩道)	各地区、各施設を有機的に連絡するとともに、自然探勝等に資する 道路網を整備する。				
面積合計	国 11.8ha	公 32.0ha	私	52. 2ha 96. 0ha	

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 30:単独施設表)

番号	種類		位置
1	園地	石川県加賀市((手塚山)
2	園地	石川県加賀市((尼御前岬)
3	園地	石川県加賀市((加佐の岬)
4	宿舎	石川県加賀市((片野町)
5	園地	石川県加賀市((片野町)
6	博物展示施設	石川県加賀市((鴨池観察館)
7	園地	石川県加賀市((長者屋敷跡)
8	駐車場	石川県加賀市	(塩屋海岸)
9	園地	石川県加賀市	(鹿島の森)
10	園地	石川県加賀市((上木)
21	水泳場	福井県福井市((鷹巣海岸)
22	舟遊場	福井県福井市((鷹巣海岸)
23	駐車場	福井県福井市((鷹巣海岸)
24	園地	福井県福井市((鷹巣海岸)
25	宿舎	福井県福井市((鷹巣海岸)

整備方針	旧計画との関係
片山津地区の利用拠点として既存園地改良を主体に整備する。	平 5. 6.29
	石川県告示第 381 号
尼御前岬の利用拠点として、休養園地を整備する。	昭 55. 3. 21
	石川県告示第 147 号
加佐の岬の利用拠点として、休養園地を整備する。	昭 47. 3. 7
	石川県告示第 179 号
片野地区の利用拠点として、宿舎として整備する。	昭 51.3.2
	石川県告示第 132 号
林内景観に調和した園地を整備する。	昭 51.3.2
	石川県告示第 132 号
水鳥の生態観察、鴨池の自然・文化を紹介する施設を整備する。	昭 58.7.19
	石川県告示第 475 号
長者屋敷跡地区の利用拠点として、休養園地を整備する。	昭 50.3.11
	石川県告示第 110 号
塩屋海岸利用者のための駐車場として整備する。	昭 45. 7. 28
	石川県告示第 451 号
鹿島の森利用者の休養園地として整備する。	昭 44. 10. 14
	石川県告示第 623 号
上木地区の利用拠点として、休養園地を整備する。	昭 47. 8. 29
	石川県告示第 727 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
鷹巣海岸舟遊のための施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴、舟遊等のための駐車場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
鷹巣海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
鷹巣海岸の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号

番号	種類		位置
26	野営場	福井県福井市	(鷹巣海岸)
27	園地	福井県福井市	(亀島)
28	園地	福井県福井市	(糸崎)
29	園地	福井県福井市	(鉾島)
30	宿舎	福井県福井市	(鉾島)
31	園地	福井県福井市	(丹生海岸)
32	宿舎	福井県福井市	(大丹生)
33	園地	福井県福井市	(武周ヶ池)
34	園地	福井県敦賀市	(元比田)
35	水泳場	福井県敦賀市	(横浜海岸)
36	園地	福井県敦賀市	(岡崎半島)
37	園地	福井県坂井市	(越前松島)
38	舟遊場	福井県坂井市	(越前松島)
39	水族館	福井県坂井市	(越前松島)
40	宿舎	福井県坂井市	(越前松島)
41	園地	福井県坂井市	(雄島)
42	園地	福井県坂井市	(浜地)

整備方針	旧計画との関係
鷹巣海岸の散策、魚釣等のための野営場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
亀島周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海岸線散策の休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
鉾島周辺海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
鉾島周辺海岸の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
丹生海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
丹生海岸利用者のための宿泊施設として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
武周ヶ池の散策、野鳥観察のための園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
沿道景観向上のための休憩園地として整備する。	平 4. 5. 8
	福井県告示第 372 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
岡崎半島の展望、休憩園地として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号
越前松島探勝のための休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
梶浦の舟遊のための施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
越前松島の利用者のための水族館として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
越前松島の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
雄島周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
浜地海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号

番号	種類	位置
43	宿舎	福井県坂井市(浜地)
44	休憩所	福井県坂井市(浜地)
45	野営場	福井県坂井市(浜地)
46	水泳場	福井県坂井市(浜地海岸)
47	宿舎	福井県坂井市(米ヶ脇)
48	水泳場	福井県坂井市(三国浜海岸)
49	舟遊場	福井県坂井市(三国浜海岸)
50	駐車場	福井県坂井市(三国浜海岸)
51	博物館展示施設	福井県坂井市(三国浜海岸)
52	ゴルフ場	福井県あわら市(北潟)
53	園地	福井県あわら市(波松)
54	水泳場	福井県あわら市(波松)
55	園地	福井県あわら市(福良池)
56	園地	福井県あわら市(北潟湖畔)
57	宿舎	福井県あわら市(北潟湖畔)
58	舟遊場	福井県あわら市(北潟湖)
59	園地	福井県あわら市(吉崎)

整備方針	旧計画との関係
浜地海岸の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号
浜地海岸探勝者の休憩所として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号
海水浴、魚釣等のための野営場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
ヨットハーバーとして整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
海水浴のための駐車場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
三国浜海岸利用者のための博物展示施設として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
ゴルフ場として継続する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海岸線散策のための休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
福良池の探勝、休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
北潟湖遊覧等のための休憩園地として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号
北潟湖周辺利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 45. 8. 28
	福井県告示第 763 号
北潟湖舟遊のための施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
吉崎御坊探勝等のための休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号

番号	種類	位置
60	園地	福井県あわら市(吉崎南)
61	宿舎	福井県あわら市(吉崎南)
62	運動場	福井県あわら市(吉崎南)
63	博物展示施設	福井県あわら市(吉崎南)
64	園地	福井県南条郡南条町(神土)
65	園地	福井県南条郡南条町(糠)
66	園地	福井県南条郡南条町(甲楽城)
67	水泳場	福井県南条郡南条町(河野海岸)
68	園地	福井県南条郡南条町(河野)
69	園地	福井県南条郡南条町(アマゴゼ山)
70	園地	福井県南条郡南条町(大谷北)
71	園地	福井県南条郡南条町(大谷南)
72	園地	福井県丹生郡越前町(越知山)
73	園地	福井県丹生郡越前町および福井市(銭ヶ浜)
74	宿舎	福井県丹生郡越前町および福井市(銭ヶ浜)
75	園地	福井県丹生郡越前町(呼鳥門)
76	園地	福井県丹生郡越前町(左右)

 北潟湖周辺の休憩園地として整備する。 北潟湖周辺の探勝利用者のための宿泊施設として整備する。 北潟湖周辺の探勝利用者のための運動場として整備する。 北潟湖周辺探勝利用者のための風示施設として整備する。 中5.6.29 北潟湖周辺探勝利用者のための風示施設として整備する。 中5.6.29 福井県告示第506号 北潟湖周辺探勝利用者のための風示施設として整備する。 中5.6.29 福井県告示第506号 神土地区の休憩園地として整備する。 海岸線市第506号 横井県告示第506号 海岸線散策のための休憩園地として整備する。 田52.3.4 福井県告示第147号 海水浴のための水泳場として整備する。 田44.7.1 福井県告示第478号 河野地区の休憩園地として整備する。 田44.7.1 福井県告示第478号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 中4.5.8 福井県告示第478号 総対山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第372号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第478号 野く浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第478号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第478号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第478号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭44.7.1 福井県告示第478号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 年4.5.2 福井県告示第478号 平5.6.29 福井県告示第478号 平5.6.29 福井県告示第478号 平5.6.29 福井県告示第478号 平5.6.29 福井県告示第506号 	整備方針	旧計画との関係
北潟湖周辺の探勝利用者のための宿泊施設として整備する。	北潟湖周辺の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
福井県古示第 506 号 北潟湖周辺の採勝利用者のための運動場として整備する。		福井県告示第 506 号
北潟湖周辺の探勝利用者のための運動場として整備する。	北潟湖周辺の探勝利用者のための宿泊施設として整備する。	平 5. 6. 29
福井県告示第 506 号 北潟湖周辺樑勝利用者のための展示施設として整備する。		福井県告示第 506 号
北潟湖周辺探勝利用者のための展示施設として整備する。	北潟湖周辺の探勝利用者のための運動場として整備する。	平 5. 6. 29
福井県告示第 506 号 神土地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 糠地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 海岸線散策のための休憩園地として整備する。 昭 52.3.4 福井県告示第 147 号 海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 河野地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 お道景観向上のための休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号		福井県告示第 506 号
神土地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 糠地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 海岸線散策のための休憩園地として整備する。 昭 52.3.4 海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44.7.1 海井県告示第 478 号 平 5.6.29 河野地区の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 河野地区の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 治道景観向上のための休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 治道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 町 44.7.1	北潟湖周辺探勝利用者のための展示施設として整備する。	平 5. 6. 29
#地区の休憩園地として整備する。		福井県告示第 506 号
糠地区の休憩園地として整備する。 平 5. 6. 29 海岸線散策のための休憩園地として整備する。 昭 52. 3. 4 海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44. 7. 1 海井県告示第 478 号 平 5. 6. 29 河野地区の休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 河野地区の休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 506 号 日 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 平 4. 5. 8 福井県告示第 372 号 日 44. 7. 1 超知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44. 7. 1 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44. 7. 1 鐵井県告示第 478 号 野 47. 1 銀ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 本古地区の休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 左右地区の休憩園地として整備する。 平 5. 6. 29	神土地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
福井県告示第 506 号 海岸線散策のための休憩園地として整備する。 昭 52.3.4 福井県告示第 147 号 海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 河野地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 野島門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 町島門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 5.6.29		福井県告示第 506 号
海岸線散策のための休憩園地として整備する。 昭 52.3.4 福井県告示第 147 号 海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銀ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 野鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 下鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号	糠地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
海水浴のための水泳場として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 河野地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29 福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 下鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 下鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 下鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号		福井県告示第 506 号
海水浴のための水泳場として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号河野地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29 福井県告示第 506 号アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号沿道景観向上のための休憩園地として整備する。平 4.5.8 福井県告示第 372 号沿道景観向上のための休憩園地として整備する。平 4.5.8 福井県告示第 372 号越知山登山の休憩、展望園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号平島門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29	海岸線散策のための休憩園地として整備する。	昭 52. 3. 4
福井県告示第 478 号 平 5. 6. 29 福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4. 5. 8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4. 5. 8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 平島門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号 平島門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44. 7. 1 福井県告示第 478 号		福井県告示第 147 号
河野地区の休憩園地として整備する。	海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44. 7. 1
福井県告示第 506 号 アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 野鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 アルー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ		福井県告示第 478 号
アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平 4.5.8 福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 下鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号	河野地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
福井県告示第 478 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。		福井県告示第 506 号
 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 平4.5.8 福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 超44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 平島門周辺の散策、休憩園地として整備する。 平 5.6.29 	アマゴゼ山登山の休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
福井県告示第 372 号 沿道景観向上のための休憩園地として整備する。		福井県告示第 478 号
沿道景観向上のための休憩園地として整備する。平4.5.8 福井県告示第 372 号越知山登山の休憩、展望園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29	沿道景観向上のための休憩園地として整備する。	平 4. 5. 8
福井県告示第 372 号 越知山登山の休憩、展望園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号 呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。 昭 44.7.1 福井県告示第 478 号		福井県告示第 372 号
越知山登山の休憩、展望園地として整備する。	沿道景観向上のための休憩園地として整備する。	平 4. 5. 8
銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29		福井県告示第 372 号
銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29	越知山登山の休憩、展望園地として整備する。	昭 44.7.1
福井県告示第 478 号 銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。		福井県告示第 478 号
銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29	銭ヶ浜周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
福井県告示第 478 号呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29		福井県告示第 478 号
呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。昭 44.7.1 福井県告示第 478 号左右地区の休憩園地として整備する。平 5.6.29	銭ヶ浜周辺利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
左右地区の休憩園地として整備する。福井県告示第 478 号平 5. 6. 29		福井県告示第 478 号
左右地区の休憩園地として整備する。 平 5.6.29	呼鳥門周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
		福井県告示第 478 号
福井県告示第 506 号	左右地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
		福井県告示第 506 号

番号	種類	位置
77	園地	福井県丹生郡越前町(越前岬)
78	宿舎	福井県丹生郡越前町(越前岬)
79	野営場	福井県丹生郡越前町(越前岬)
80	博物展示施設	福井県丹生郡越前町(越前岬)
81	園地	福井県丹生郡越前町(玉川)
82	宿舎	福井県丹生郡越前町(玉川)
83	園地	福井県丹生郡越前町(フドノ松ヶ崎)
84	園地	福井県丹生郡越前町(城山)
85	水泳場	福井県丹生郡越前町(厨海岸)
86	宿舎	福井県丹生郡越前町(厨)
87	園地	福井県丹生郡越前町(厨)
88	園地	福井県丹生郡越前町(茂原)
89	園地	福井県丹生郡越前町(高佐)
90	園地	福井県丹生郡越前町(米ノ)
91	宿舎	福井県丹生郡越前町(米ノ)
92	園地	福井県福井市(茱崎)
93	園地	福井県福井市(足見滝)

整備方針	旧計画との関係
越前岬周辺の探勝、休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
越前岬周辺利用者のための宿舎として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
越前岬周辺散策のための野営場として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
越前岬周辺利用者のための展示施設として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
玉川地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
越前岬周辺利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
フドノ松ヶ崎周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
城山登山の休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための水泳場として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
海水浴のための宿泊施設として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号
厨海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 61. 12. 23
	福井県告示第 1126 号
海水浴場利用者のための休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
野島崎周辺海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭 62. 8. 18
	福井県告示第 888 号
干飯崎周辺の探勝、休憩園地として整備する。	昭 47. 3. 7
	福井県告示第 168 号
干飯崎周辺利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 47. 3. 7
	福井県告示第 168 号
海水浴場利用者のための休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
足見滝周辺の探勝、休憩園地として整備する。	昭 44.7.1
	福井県告示第 478 号

番号	種類	位置
94	園地	福井県福井市(浜北山)
95	園地	福井県福井市(ガラガラ山)
96	宿舎	福井県福井市(ガラガラ山)
97	園地	福井県丹生郡越前町(居倉)
98	園地	福井県丹生郡越前町(六所山)
99	園地	福井県敦賀市(中池見)
100	博物展示施設	福井県敦賀市(中池見)
101	野営場	福井県敦賀市(鞠山・田結)
102	水泳場	福井県敦賀市(鞠山・田結)
103	野営場	福井県敦賀市 (赤崎)
104	水泳場	福井県敦賀市 (赤崎)
105	水泳場	福井県敦賀市 (江良)
106	水泳場	福井県敦賀市(五幡)

整備方針	旧計画との関係
展望、休憩園地として整備する。	昭 63. 1. 16
	福井県告示第 32 号
ガラガラ山登山者の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
ガラガラ山登山者の宿泊施設として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
居倉地区の休憩園地として整備する。	平 5. 6. 29
	福井県告示第 506 号
六所山登山の休憩、展望園地として整備する。	昭 44. 7. 1
	福井県告示第 478 号
中池見湿地の散策、休憩園地として整備する。	新規
中池見湿地利用者のための展示施設として整備する。	新規
海水浴客等のためのキャンプ場として整備する。	新規
海水浴のための水泳場として整備する。	新規
海水浴客等のためのキャンプ場として整備する。	新規
海水浴のための水泳場として整備する。	新規
海水浴のための水泳場として整備する。	新規
海水浴のための水泳場として整備する。	新規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 31:道路(車道)表)

番号	路線名	区間		
1	吉崎浜地線	起点-福井県あわら市 (吉崎)		
		終点-福井県坂井市 (三国町浜地)		
2	越前海岸線	起点-福井県福井市 (糸崎町・国定公園界)		
		終点-福井県福井市 (鮎川町・国定公園界)		
		起点-福井県福井市 (鮎川町・国定公園界)		
		終点-福井県福井市 (大丹生町・国定公園界)		
		起点-福井県福井市 (小丹生町・国定公園界)		
		終点-福井県丹生郡越前町 (梅浦・国定公園界)		
		起点-福井県丹生郡越前町(小樟・国定公園界)		
		終点-福井県丹生郡越前町(米ノ・国定公園界)		
		起点ー福井県丹生郡越前町(米ノ・国定公園界)		
		終点-福井県南条郡南条町 (糠・国定公園界)		
		起点ー福井県南条郡南条町(糠・国定公園界)		
		終点-福井県南条郡南条町 (今泉・国定公園界)		
		起点-福井県南条郡南条町 (河野・国定公園界)		
		終点-福井県敦賀市 (大比田・国定公園界)		
3	浜北山梅浦線	起点一福井県丹生郡越前町(浜北山)		
		終点-福井県丹生郡越前町(八ツ俣)		
		終点-福井県丹生郡越前町(左右)		
		終点-福井県丹生郡越前町 (玉川)		
		終点-福井県丹生郡越前町(梅浦)		

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	吉崎と越前松島を連絡する路線で、沿岸の優れた海岸景観	昭和 43.5.1 厚生省告示
	の展望、探勝路線として整備する。	第 200 号の変更
長橋、菅生	海岸線に沿って公園区域を縦貫する本公園で最も重要な利	昭和 43.5.1
	用動線であり、沿線の優れた海岸景観を展望、探勝するとと	厚生省告示第 200 号
白浜	もに、越前岬等の景勝地や海水浴場等の利用拠点の連絡路線	昭和 43.5.1
	として整備する。	厚生省告示第 200 号
大味、茱崎、		昭和 44. 8. 29 厚生省告示
越前岬、フドノ		第 285 号の変更
小樟、厨、		昭和 43.5.1
茂原、高佐		厚生省告示第 200 号
糠		昭和 43.5.1
		厚生省告示第 200 号
甲楽城		昭和 43.5.1
		厚生省告示第 200 号
大谷		昭和 49.4.3
		環境庁告示第 37 号
	海岸段丘上の主要動線であり、海岸景観および山岳景観の	昭和 44.8.29 厚生省告示
	展望、探勝路線として整備する。	第 285 号の変更

番号	路線名	区間	
4	加賀海岸線	起点-石川県加賀市 (新保町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (柴山町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (篠原町・国定公園界)	
		起点-石川県加賀市 (篠原町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (塩浜町・国定公園界)	
		起点-石川県加賀市 (塩浜町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (美岬町・国定公園界)	
		起点-石川県加賀市 (美岬町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (田尻町・国定公園界)	
		起点-石川県加賀市 (橋立町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (大聖寺下福田町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (大聖寺上木町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (大聖寺上木町・国定公園界)	
		終点-石川県加賀市 (塩屋町・国定公園界)	
5	越前松島東尋坊	起点ー福井県坂井市 (三国町陣ケ岡)	
	線	終点ー福井県坂井市 (三国町米ケ脇)	
6	北潟湖周遊線	起点ー福井県あわら市(浜坂・国定公園界)	
		終点ー福井県あわら市(北潟・国定公園界)	
		起点ー福井県あわら市(細呂木・国定公園界)	
		終点-福井県あわら市(吉崎・国定公園界)	
7	東浦海岸線	起点―福井県敦賀市(余座・国定公園界)	
		終点―福井県敦賀市(泉・国定公園界)	
		起点―福井県敦賀市(赤崎・国定公園界)	
		終点―福井県敦賀市(江良・国定公園界)	
		起点―福井県敦賀市(挙野・国定公園界)	
		終点―福井県敦賀市(阿曽・国定公園界)	
		起点―福井県敦賀市(阿曽・国定公園界)	
		終点―福井県敦賀市(杉津・国定公園界)	

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	海岸線に沿って石川県区域を縦貫する本公園で最も重要な	昭和 43.5.1 厚生省告示
	利用動線であり、沿線の優れた海岸景観を展望、探勝すると	第 200 号の振替
	ともに、尼御前等の景勝地や海水浴場等の利用拠点の連絡路	
	線として整備する。	
尼御前		
加佐の岬		
鴨池		
/ 四 四		
塩屋海岸		
安島、東尋坊	越前松島、雄島、東尋坊を連絡し、東尋坊集団施設地区の	昭和 43.5.1 厚生省告示
	主要利用路線を整備する。	第 200 号の振替
	北潟湖畔の展望、探勝路線として整備する。	昭和 44.7.1
		福井県告示第 478 号
	東浦地区から中池見湿地までを縦貫する当該区域における	新規
	最も重要な利用動線であり、沿線の優れた海岸景観を展望す	
	るとともに、海水浴場、中池見湿地等の利用拠点の連絡路線	
	として整備する。	

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 32:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間		
1	鷹巣海岸線	起点一福井県福井市(浜住町)		
		終点一福井県福井市(鮎川町)		
		終点-福井県福井市(長橋町)		
2	武周ヶ池越前岬	起点ー福井県福井市(二ツ屋町)		
	線	終点一福井県丹生郡越前町(玉川)		
		終点ー福井県丹生郡越前町(梨子ヶ平)		
3	浜地波松線	起点一福井県坂井市(三国町浜地)		
		終点ー福井県あわら市(波松)		
4	東尋坊浜地線	起点一福井県坂井市(三国町浜地)		
		終点-福井県坂井市(三国町安島)		
5	アマゴゼ山線	起点-福井県南条郡南条町(河野)		
		終点-福井県南条郡南条町 (大良)		
6	城山線	起点一福井県丹生郡越前町(厨)		
		終点-福井県丹生郡越前町 (厨)		
7	中部北陸自然歩	起点—石川県加賀市(新保町—国定公園境界)		
	道線	終点—石川県加賀市(田尻町—国定公園境界)		
		起点—石川県加賀市(橋立町—国定公園境界)		
		終点—石川県加賀市(塩屋町—国定公園境界)		
		起点—福井県敦賀市(天筒山—公園境界)		
		終点―福井県敦賀市(樫曲 人と自然のふれあいの里)		
8	中池見周回線	起点—福井県敦賀市(樫曲—公園境界)		
		終点—福井県敦賀市(樫曲—周回歩道合流地点(東側))		
		終点―福井県敦賀市(樫曲 人と自然のふれあいの里)		

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
工女胜過犯	浜住町から長橋町に至る岩礁海岸の探勝路線として整備す	昭和 44.7.1 福井県告示
		第 478 号の振替
	る。	第 410 万 V J I K 首
		四年 40 5 1 医生沙生二
武周ヶ池、越知	主として山岳地帯を通過する自然探勝、登山路線として整	昭和 43.5.1 厚生省告示
山、六所山	備する。	第 200 号の振替
	浜地海岸の探勝路線として整備する。	昭和 44.7.1
		福井県告示第 478 号
東尋坊、雄島、	東尋坊、雄島、越前松島の探勝路線として整備する。	昭和 47.3.7
越前松島		福井県告示第 168 号
アマゴゼ山	河野集落と大良集落を連絡するアマゴゼ山の縦走歩道とし	昭和 44.7.1
	て整備する。	福井県告示第 478 号
厨峠、城山、	城山登山のための歩道として整備する。	昭和 44.7.1
別司峠		福井県告示第 478 号
	安宅の関の自然観察ルートとして整備する。	平成 18.3.19
		石川県告示第 124 号
	鹿島の森と北前船ロマンのみちを連絡する自然観察ルートと	
	して整備する。	
	敦賀市の都市公園である金ヶ崎公園から中池見湿地までの周	新規
	遊ルートとして探勝歩道を整備する。	
	中池見湿地の自然観察ルートとして探勝歩道を整備する。	新規
	遊ルートとして探勝歩道を整備する。	

工 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 33:運輸施設表)

	番号	名称	種類	位置
-	1	東尋坊観光船	船舶運輸施設	福井県坂井市三国町(東尋坊)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	東尋坊の断崖、海蝕景観および周辺海域の遊覧のための施	平 5. 6. 29
	設として整備する。	福井県告示第 506 号